

## 平成 31 年 3 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 31 年 3 月 28 日 (木) 開会 17 時 00 分  
閉会 18 時 56 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)  
高橋 護 教育委員  
小野 和枝 教育委員  
山本 隆正 教育委員  
議事録署名委員 山本 隆正 教育委員

教育庁 稲尾 隆 教育参事  
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長  
月輪 利生 教育政策課長  
姫野 悟 学校教育課長  
花木 敏寿 スポーツ健康課長  
亀川 義徳 学校教育課参事兼総合教育センター所長  
利光 聡典 社会教育課参事  
塩地 美千代 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事  
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐  
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍 聴 人 2 名

議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について  
第 2 別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について【議第 23 号】  
第 3 教育財産の処分について【議第 24 号】  
第 4 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱について【議第 25 号】

報告事項 (1) 民有地の買収について【報告第 2 号】  
(2) 別府市図書館・美術館整備構想の策定について【報告第 3 号】  
(3) 別府市立中学校部活動指導員活用事業ガイドラインの策定について【報告第 4 号】  
(4) 平成 31 年第 1 回市議会定例会について【報告第 5 号】

そ の 他 (1) 4 月定例教育委員会の開催日程について

# 議 事 録

## ◎ 開 会

**寺岡教育長** ただいまより平成 31 年 3 月の定例教育委員会を開会いたします。

---

## ◎ 議事録署名委員の指名について

**寺岡教育長** 議事日程第 1、議事録署名委員について、本日は山本委員さんをお願いします。

---

## ◎ 別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 2、議第 23 号 別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**学校教育課長** それではお手元の資料 1 ページをご覧ください。議第 23 号 別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めらるるものでございます。

去る 2 月 25 日の定例教育委員会におきまして、朝日小学校湯山分校を廃止する別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、同意をいただきました。これに伴いまして、別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の議決をお願いするものでございます。

お手元の資料 3 ページの新旧対照表を用いてご説明いたします。左側の枠が現行でございますけれども、学校名「朝日小学校」の下に、「湯山分校」、通学区域「湯山」と書いておりますけれども、右側改正案で、これを削除するというところでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま議第 23 号につきまして学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 23 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第 23 号は議決することに決定いたしました。

---

### ◎ 教育財産の処分について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 3、議第 24 号 教育財産の処分についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**教育政策課長** 議事日程第 3、議第 24 号 教育財産の処分について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により議決を求めるものでございます。

5 ページをご覧ください。原因でございますが、朝日小学校湯山分校敷地につきましては、廃校にあたり隣接地の境界を確認しましたところ、法務局の字図と現況に差異があることが判明いたしました。具体的には学校敷地内に民有地が入り込み、また、民有地内に学校敷地が入り込んでいる状況でございます。この状況を解消し、現況に即した本来の形にするため、分筆登記及び等価等積交換を行なう必要が生じました。これに先立ち、平成 31 年 1 月 15 日に関係者で境界等の立会いを行なっております。

別紙でお配りしておりますカラー刷りの湯山分校配置図をご覧ください。①の白い部分と②の黄色部分、③緑の部分がかもともと地番 1025 番の 2 として一筆でございました。同様に④⑥⑦⑨⑩⑫の部分がかもともと地番 1029 番地の 1 として一筆でありました。現況に即して分筆した状態がお手元の図のようになります。市道を挟んで、③の緑色の部分が民地に入り込み、⑩と⑫の青色部分が学校敷地内に入り込んでおりました。これを正すために、③の緑色の土地と⑩⑫の青色の土地を同等の面積と価値として交換しようとするものでございます。市道に係る黄色部分は、教育政策課所管の②は道路河川課に所管換えして、民間所有の⑦と⑨は道路河川課に寄附することとなります。また、⑤⑧⑪の部分は里道で道路河川課所管ですが、⑪部分のみ里道を教育政策課に所管換えし学校用地といたします。最終的には、①⑩⑪⑫で一筆としてまとめたかと考えております。今、ご説明した流れを表したのが、5 ページの表でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま議第 24 号につきまして教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 一筆にすることによって、何か目的があるんですか。

**教育政策課長** 一筆のきれいな形にすることによって、この土地を今後利用する際に、市で使うのかいろんな方面を考えたときに、一筆にしておいたほうが処理がしやすいと考え、一筆にしたいと思っております。

**教育参事** ご説明いたします。今回、教育財産としての用途廃止ということになりますので、これは自治法に基づいて、普通財産として市長部局のほうに返さないといけないという形になります。市長部局の現在の考え方、方針といたしましては、公共施設を廃止して、普通財産になったものについては、他の公共目的に使うことを最優先にしながら、それが無い場合には、貸付あるいは売却等の活用をしていくという基本方針ではあります。今、そのことについて庁内で協議をしているところです。これは元々湯山の分校については、地元の寄附によって学校を建てたという経緯がありますので、他の普通財産のように、競争入札等によって売却することが適当かどうかというようなことも含めて、今話し合っているところです。その中で、やはり地域のために活性化に繋がるようなことも少し考慮していかないといけないので、方針としてはそういう方向で考えておりますけれども、また改めて教育委員の皆様にはご相談させていただきたいと考えております。

**寺岡教育長** その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第24号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第24号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

**寺岡教育長** 次に議事日程第4、議第25号 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**スポーツ健康課長** 議事日程第4、議第25号 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第7号の規定により議決を求めるものでございます。  
8ページをお願いします。これは、別府市スポーツ審議会に関する条例に基づき委嘱するものであります。関係法令につきましては9ページに記載しております。委嘱される方々は、上段の友永丈一別府市体育協会副会長他8名を再任でお願いするもので、空欄のところは、4月の人事異動後に役職確認または推薦依頼した上、改めて定例教育委員会でお諮りしたいと考えております。委嘱の期間につきましては、2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間であります。以上で説明を終わります。

**寺岡教育長** ただいま議第 25 号につきましてスポーツ健康課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**高橋委員** 細かなところなんですけど、委員の任期が4月1日ということで、空欄のところは4名いらっしゃるんですけども、これが全部決まっていくのは多分5月半ばぐらいになるかという感じがしますが、4月1日任期はそのままがいいのかなど。むしろ4名の方が埋まってから任期を定めたいほうがよろしいような感じがするんですけどね。結局4月1日になっても、1か月半くらい空白ができますので、その辺はいかがでしょうか。

**スポーツ健康課長** 空欄の団体推薦等の委員につきましては、例年5月の定例教育委員会のほうでお諮りさせていただいております。その後、6月1日からの2年間になっております。

**高橋委員** それで、委員の任期は4月1日でよろしいのかなど。いっそのこと全員お決めいただいてスタートして、年度締めは3月31日はよろしいんですけども、そういう風な考え方もないのかなということでお尋ねしたんですけど。

**スポーツ健康課長** 今ご指摘いただいた部分については、課内で検討させていただきたいと思います。

**教育参事** 前任の期間については3月31日までとなっておりますので、今回見直して、空白期間を作っても6月1日からの任期にするかということについて検討させてください。結果をお知らせいたします。

**寺岡教育長** スポーツ健康課長、4月から6月の間にスポーツ健康課が主催とか、あるいはそういうイベントにスポーツ推進審議会の委員さんが参加するということはありますか。

**スポーツ健康課長** はい。第2条のほうに所掌事務について書いてありますが、イベント等にとすることは、急遽そういったものがあれば。

**福島委員** 今年はラグビーワールドカップもあるし、県体も6月にあるから、可能性はありますね。分かった上で4月1日から3月31日にして、もう一回諮るしかないでしょうね。

**教育参事** もう1回整理させていただきたい。後任が決まらない場合は、前任者が重任する場合がありますが、今見る限りその規定がないので、もし4月5月に支障がでるといことがあれば、20名以内という規定なので、決まっている方は4月1日から3月31日までにして、その他の方については、途中6月1日から終わりは3月31日までという形でとれないかということを含めて検討したいと思います。

**寺岡教育長** その他、何かございませんでしょうか。  
他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第25号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第25号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 報告事項（1）

**寺岡教育長** 次に報告第2号 民有地の買収につきまして、説明をお願いいたします。

**教育政策課長** 報告第2号 民有地の買収についてご報告申し上げます。  
11ページをご覧ください。概要でございますが、北部中学校揚水設備改修工事に伴い、敷設管の用地及びがけ崩れ防止等の安全管理上必要な用地として、民有地を用地買収しました。12ページをご覧ください。位置は、北部中学校の法面で図の○で囲った部分でございます。13ページをご覧ください。字図の294番の3と294番の4の二筆部分でございます。11ページにお戻りください。登記面積331㎡を700万円で用地買収いたしましたのでご報告申し上げます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**高橋委員** ちょっとお尋ねなんです、あそこは崖が壊れたんですかね。

**教育政策課長** 昨年の夏に大雨が降りまして、法面が崩れております。ちょうどこの部分のちょっと北側になりますが、そういった部分もありますので、一体的に市で管理したほうがよいということもありまして。

**高橋委員** では今までは、あそこは個人の所有地ということだったんですか。

**教育政策課長** そうなります。

**寺岡教育長** よろしいでしょうか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

---

## ◎ 報告事項（2）

**寺岡教育長** 次に報告第3号 別府市図書館・美術館整備構想の策定につきまして、説明をお願いいたします。

**教育次長兼社会教育課長** 別府市図書館・美術館整備構想の策定につきましてご報告を申し上げます。A3カラー刷りの資料をご覧いただきたいと思います。まず策定の経緯についてご説明いたします。外部委員が4名、行政職員3名からなる検討委員会を5回開催しまして、整備構想に関する議論を重ねてまいりました。去る2月22日の最終会議で報告書を取りまとめて、2月28日付けで教育委員会へ提出されました。お手元にお配りしております整備構想は、この報告書を最終調整したものでございます。別途、A4の冊子を委員さん方にはお配りしております。後ほどご覧いただければと思います。

3月の総合教育会議でもご説明した内容と重複する部分もございしますが、概要をまとめたA3の資料を基に、整備構想の概要をご説明いたします。上段左の「1 現状の課題」に、これまで整理された課題を記載しております。それを踏まえ、整備構想の方向性を、上段中央にあります「2 オープンプラットフォーム構想」といたしました。これは、既存の図書館との機能を拡張するだけに止まらず、公民連携の手法を効果的に活用して、従来の公共空間とは異なる新たな多機能空間を作るという構想です。中核となる部分には、図書館等の役割をきちんと整備し、そこに民間施設を含む住民が主体的に関わることができる多機能な空間を作ることで、ハードとソフト、両軸での賑わいづくりを図ります。上段右に「3 一体的に整備する施設の基本方針」を6点記載しておりますが、まず、市民ニーズに対応できる新しい公共空間。2点目、多層多様な人が集まりやすい動機や環境を整備する。3点目は、起点から街なかへ賑わいを広げる。4点目が、市民が主体的に関わる仕組みを作る。5点目は、民間活力を導入する。最後6点目は、事業スキームを工夫することにより、初期投資と運営経費の縮減を図ることです。これらを整備しまして、「4 新しい施設の定義」として、「単一的な機能や役割として存在するのではなく、既存の機能や役割に加え、多様性が凝縮され人と人、情報と情報が混ざり合う場所である」と定義いたしました。

下段の左側部分に、全体構想を概念図で示しております。図書館等の本来の役割である資料の収集・保存、それをベースにした調査・研究資料を充実させるとともに、深い学びの機会提供や人材の育成など「知」の活用・創造に加え、民間機能と連携することにより、プライベートとパブリックが緩やかに繋がる新しい公共空間を創出し、持続可能な地域づくりの拠点にすることを考えております。それぞれの機能が、交流をする人の流れによって複合的に繋がり、ひとつの施設としての一体感をもたらし、本市が持つ魅力を最大限に発揮する、50年先の子どもたちにも残せる宝を作りたいと考えております。

以上のことから、本事業の名称について、検討委員会では、図書館・美術館あるいは博物館といった役割や機能を細分化する既存の考え方から抜け出し、新しい名称を冠することが適当であると提案されました。

下段の右をご覧ください。建設予定地は、別府公園文化ゾーンと決定し、当該予定地における用途制限を考慮し、適正事業規模を概ね 5,000 平方メートル程度を目安とし、その場合の概算事業費を約 30 億円程度と算定いたしました。時間軸と空間軸で緩やかに繋がるイメージ図を併せて記載しておりますが、ここで算出した規模・事業費は目安であり、基本計画で決定する規模・機能に応じて変更する可能性もあります。来年度以降、これまでの取組を踏まえ基本計画を策定し、設計に向けた条件を整理いたします。その後、基本設計、実施計画を経て着工となる見込みです。また財源に関しましては、国の交付金をはじめ新たな制度等を調査研究すると共に、民間活力の導入も視野に入れて引き続き検討してまいります。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** ここは用途地域は何ですか。

**教育次長兼社会教育課長** ここは公園の用地なんですけども、この文化ゾーンというのは用地の中でも比較的制限が緩やかになっております。

**福島委員** 図書館を建ててもいいんですか。

**教育次長兼社会教育課長** 図書館を建てていいです。高さ制限が 15 メートルという制限はありますけども。

**福島委員** 図書館・美術館を建ててもいいと。

**教育次長兼社会教育課長** 大丈夫です。

**福島委員** 建築審査会の審査がなくていいわけですね。

**教育次長兼社会教育課長** 大丈夫です。

**福島委員** そうするとね、それはそれとして、建物を建てるにあたっては、開発行為をしないとイケない。開発行為をしたらあの松林を全部切るんですか。

**教育次長兼社会教育課長** 今想定している文化ゾーンは主に駐車場としている部分で、ほぼ木を切らない方向で考えています。

**福島委員** 建物を建てる時に開発行為が必要になり、その場合多くの木を伐採する必要があると思います。検討されましたか。

**教育次長兼社会教育課長** 公園の所管課とも協議していますが、開発行為のとき木を切らないとイケないという話は未確認です。



**福島委員** あそこは勾配が、上と下で何メートルかあるはずですよ。要するに、ビーコン側の道路がありますね。あれと市役所のそこまでの間でしょ。坂道になっているから、水平を保つためには、多くの木を切らざるを得なくなるのをどうやってクリアするのかなというのを知りたかったんですけど。要するに切ってほしくないわけですよ。森の中に図書館がある、森の中に美術館があるという。

**教育参事** もう一度整理させていただくと、用途地域としては都市公園の指定を受けておりますので都市公園法の適用があります。その中に教養施設、便益施設等があり、その都市公園の中に建てられる施設として図書館が定められております。ただし風致地区の網がかかっているために、高さは15メートルという制限があります。今ご指摘があった1,000平米以上の土地に関しては、当然開発行為の申請になると思いますけども、図書館は除外規程に該当します。傾斜がある部分をどのように造成するかというのは、今後の課題だと思うんですけど、公園緑地課とも極力松を残すような形で、今のスペースに建物を建てていくということでは協議をしているところです。

**福島委員** 段々畑にしても、水平を保つためには木を切らないと保てないんですよ、盛り土もいるし削り土もいるから。

**教育参事** ただちょうど私どもが建てようと思っている場所は、あまり木がないところではあるんですけど、全体で敷地面積が1万平米でしたか、結構広いので。

**福島委員** 私も思っています。だけど木を切ってほしくないからですね、知った上でやるならいいんです。この木とこの木は切っていいって。だけど木を切ったらもったいないですもんね。

**教育次長兼社会教育課長** その辺は、木を切らずにという基本的な方針で、公園緑地課と協議をしております。

**教育参事** いずれにしても、新年度で基本計画の策定をします。その中で、施設配置計画、ゾーニング、導線等定めていきますので、当然その中でしっかりその辺りは押さえていきたいと考えております。その次に設計という形に入るんですけども、その基本計画の中の施設配置、ゾーニングできちっとした方向性のある程度出せば、木を切らないようになるべく自然を活かした、別府公園を活かした形で進めます。

**福島委員** ええ、そこを分かった上でやっていただけると木を切らないで済みますけど、分からないとこういう建物を作るんだといって業者に発注すると、全部切ってしまいます。

**教育参事** 当然基本計画の中で、設計要件としてそういった条件を定めていきたいと思っておりますので、それに基づいた設計、施工という形でやってまいります。

**福島委員** ぜひともそういう形で。

**高橋委員** マスコミ発表によると、別府公園にコーヒーショップができるという話がすでに出ておりますけども、民間活力を導入すると、あるいは民間事業者による運営というふうなことを考えますと、やはりそういうふうな指定管理みたいな制度を、すでにもう取り入れても構わないというふうな方向で考えていただいているんですか。

**教育次長兼社会教育課長** そこにつきましても、新年度の基本計画の中でしっかり議論、検討し、やっていく必要があると思っております。指定管理も有効な運営の手段であるとは思っております。

**高橋委員** 最終的にはその辺はまだ決まっていないということですか。

**教育次長兼社会教育課長** 決まっておりません。

**福島委員** 松林の中に民間を活用したものがあるようにしないと、松林の中に作ると、それはそれで森の喫茶店ができるし、ぜひいろんなことを全部考えた上で。

**山本委員** 場所が、別府市役所の上ということで、資料の3番に「ここでの活動を起点に、街なかに賑わいと魅力を上げていく」と書いてありますけど、別府の街は駅方面にあるわけで、距離的にちょっと中途半端な距離というか、歩くには少し距離があるかなと。まあ別府公園が広いということもありますけども、その辺はどういうふうに工夫されていくのかということ、ある程度計画されているんでしょうか。

**教育次長兼社会教育課長** そちら辺の議論もしております。確かに1キロちょっと超えます。文教施設の中でもあるんですが、先程高橋委員さんからお話がありました、今度コーヒーショップができるということもありますし、そういうところから、駅から駅裏、それから別府公園を通りながら文化ゾーンに図書館があるというその流れ、導線ができるのかなと、そういう議論をしているところ、そういう人の流れを考えていきたいと思っております。

**山本委員** そういう人の流れに合わせて、何かいろいろスポットを作って。

**教育次長兼社会教育課長** その文化ゾーン中心ですけど、まだその中でどこにどういうものを作るかや、人の動きをどう導いていくかなども、新年度以降また検討していきたいと思っております。

**山本委員** この図面だけでぱっと見ると、駐車場というのがありまして、多分これは今の市役所の前の駐車場ですよね。この辺の駐車場はイベントがあるとかかなりいっぱいになっていきますけど、駐車場というのはどういうふうに、これで足りるんでしょうか。

**教育次長兼社会教育課長** 駐車場の問題も、まさに今検討段階で、どこを活用して駐車場を設けるのか、そこら辺をまさに今検討しているところでございます。今のままで駐車場が手狭になる、それで策がないというわけにはいかないというふうには考えておりますので、何らかの駐車場の方策は立てたいと考えております。

**教育参事** 補足ですけど、今別府公園周辺の公共駐車場が大体 1,200 台分ぐらいあります。その中で、松林が臨時駐車場として 200 台から 300 台停めているということなので、まだ方針は決定しておりませんが、何らかの駐車場対策をとることは間違いないと思います。

**小野委員** 今山本委員さんがおっしゃったように、街なかに賑わいとまちの魅力とあるんですけど、私なんかから考えると、これだけでここに行くというのはなかなか難しいとか、やっぱり何かもうひとつないと、図書館だけとか美術館だけということではなくて、プラス何かがないと。例えば女性であれば買い物ができるとか、子どもを連れて行くときに遊べるとか。今は無理ですけど、いずれそういうことを考えていただいたほうがいいのではないかとちょっと思いました。ここだけに行くということとはなかなか、1度は行っても2度3度となるとよほど大きなイベントがないと。

**教育次長兼社会教育課長** 今小野委員さんが言われたことも、まさに我々も同じような思いでございまして、公民連携、公の部分と民間の部分でやっていただけるものも考えてしてまいりますし、今言われたようなこともぜひ取り入れたいという考えは持っております。また新年度、十分そこを検証しながら基本計画に繋げていきたいと考えております。

**寺岡教育長** よろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

---

### ◎ 報告事項（3）

**寺岡教育長** 次に報告第4号 別府市立中学校部活指導員活用事業ガイドラインの策定につきまして、説明をお願いいたします。

**スポーツ健康課長** 15 ページをご覧ください。報告第4号 別府市立中学校部活動指導員活用事業ガイドラインの策定についてであります。

16 ページから 17 ページをお願いします。これは平成 31 年度から新規に事業開始する市内の中学校部活動指導員活用事業のガイドラインを定めるものであります。1 の目的としまして、本ガイドラインは、市内各中学校における部活動の活性化と教員の負担軽減を図るための部活動指導員を配置するにあたり、その必要な事項を定めるものとする。2、部活動指導員の活用についてですが、(1)活用日数及び計画・報告等について2つ、(2)職務におきましては、校長の指揮監督の下に6つの職務を行う。3の部活動指導員の任用等につきましては、(1)身分としては一般職の非常勤職員。(2)任用の要件として、学校教育に関する理解がある者、部活動の指導経験を有し、専門的指導及び適切な生徒指導ができる者、20歳以上の者。(3)任用・配置につきましては、校長の推薦を受け、教育長の選考により任用・配置を行う。(4)服務及び服務規律につきましては、部活動指導員の服務監督は校長及び教育長が行うものとする。(5)任期につきましては1年間とする。ただし、再任を妨げない。(7)報酬・福利厚生につきましては、報酬の額は1時間あたり1,600円とし、年間210時間を超えないものとする。(8)の研修につきましては、部活動指導員は、以下の内容に関して、任用前及び任用後において年間2回以上の研修を受けるものとする。そして、一番下の※ですが、本ガイドラインは平成31年4月1日から適用するということとあります。以上で説明を終わります。

**寺岡教育長** ただいまスポーツ健康課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 解任のところですが、誰が解任するんですか。主語がないような気がしますけど。例えば「教育長は」とかいう主語がないから誰が解任するのかなと思って。

**スポーツ健康課長** 任命権者である教育委員会です。

**福島委員** 明確にしていたほうがいいんじゃないですか。

**教育参事** ご指摘のとおりですね、3の(3)で、任用については教育委員会が行うということになっておりますので、疑義がないように、解任のところについても「教育委員会は」と入れたいと思います。

**小野委員** 年齢は20歳以上とあるんですけど、上限はないんですか。

**スポーツ健康課長** 基本的には技術指導ができて、教育的指導もできる方ということで、ここにありますように報酬が1時間あたり1,600円で、年間210時間ということで、336,000円が上限でありますので、想定するものとして、ひとつは教員OB、ひとつは非常勤講師、そして、現在外部指導者として指導をしている方等を想定しております。

- 福島委員** だから何歳でもいいんですか。90歳でもいいんですか。
- スポーツ健康課長** 指導ができる方ということですので、実際90歳になっても指導ができる方であれば。
- 福島委員** 解任のところで、教育長が、業務の遂行ができないと思えば解任してもいいというふうに捉えてもいいんですけど。
- 学校教育課長** このガイドラインでございますけども、今スポーツ健康課長がご説明いたしておりますが、部活動の指導員の活用ガイドラインということで、文化部も含めたガイドラインと考えております。例えば文化部であれば結構ご高齢の方であっても十分指導に耐えうる、あとは健康上の問題があるかと思っておりますけども、その中で何歳まで、と逆に数値を明示して募集するのなかなか難しいということで、今福島委員さんがおっしゃったように、耐えられないような状況であればお辞めいただくということで、上限はなかなか設けられないかなと思っております。
- 高橋委員** そうですね。書道なんかは結構ご高齢の先生がいらっしゃるから。
- 山本委員** 各学校、部活動が複数あると思いますが、どのくらいの人数の部活動指導員を別府市では採用していく予定なんですか。
- スポーツ健康課長** 平成31年度予算として7名分、各中学校に1名あたりということのを元に7名分の予算計上をしております。
- 山本委員** そのときに、どの部活に採用するかということは、まあ教育長が決めるのかもしれませんが、どのような基準で選ぶんですか。
- スポーツ健康課長** これにつきましては、昨年秋に、各中学校に現時点での希望をアンケート調査しております。それに基づきまして大体人数も決定し、4月の人事異動によって部活動の顧問も配置が決定するところから、4月早々に各中学校に募集をさせていただきたいと思っております。
- 福島委員** 要望が出てきたときに、収集するんですか。ぜひともこの中学校はテニスをやってもらいたいとか、そういうのは教育委員会で決めていくんですか。
- スポーツ健康課長** 人選につきましては、各中学校にお願いして、推薦された方を教育長が選考するような形になります。
- 福島委員** 皆さんから要望が来ないですかね。要するに別府市は勝ちたいわけですよ。勝つためには中学のときから一生懸命やってくれる人がいると、勝てるわけですよ。だから要望を出すわけですよ。そんなことになってもいいんですかね。

**スポーツ健康課長** 今福島委員さんが言われたのは、例えば1人の指導者に対して複数の学校からということですか。

**福島委員** この学校に、テニスをものすごく鍛える人を集めてほしいと。そしたら県体に出場しても強くなるじゃない。中学校で養成というかやってくれと。だから勝手気ままにやらせるのか、要望によってやらせるのか、気になるところです。

**スポーツ健康課長** 基本的には、部活動というのは教育の一環としてというのがありますので。

**福島委員** 分かるんです。でもこういうことを聞いたら、ぜひともこの中学校にはこの部活に力を入れてほしい、そしたら5年後に勝てるなというのが分かるし。スポーツ団体の長としてはぜひともこれがほしいわけですよ。この中学校にはこれをしてほしい、この中学校にはテニスをしてほしいと。

**教育参事** この競技の強化、という視点で部活動指導員を捉えるという、そういう視点もあるんですけども、基本的には専門性のない教師が、配置によって経験がない競技を教えていくということについて解消したいというのがありますし、長時間労働による教職員の負担の軽減という部分もありますので、基本的には先程言ったようにそういうアンマッチがあって、学校長のほうでこの競技の指導者を雇用したいというのが基本になります。ただ、今いちばん心配しているのは、福島委員さんの指摘と逆になるんですけど、本当に人材が確保できるかなというところを非常に心配しております。

**福島委員** ここを強化校にしようとか言ったら来ると思います。どうでもよかったらやっぱりどうでもいい人が来ますよ。〇〇中学は野球の強化校にしようみたいなことをしたらみんな集まってくるよ。

**教育参事** 部活動指導員をどちらの目で捉えるかなんですけど、強化の視点で捉えるのか、教員の負担軽減を含めてですね。ですから補助の基準の中に、そういう長時間労働の縮減に取り組む学校に優先的に補助するというようなことが補助基準の中に謳われております。

**福島委員** 意味合いが少し違うんですね。だからぜひともそういうことをしてほしいという気持ちもあるんです。この学校はこの競技を強化して欲しいとか。別府市全体としてはやっぱり得するんですよ、勝つから。

**山本委員** これは校長の推薦を受けて任用と書いておりますけども、校長先生が人を探してくるみたいな形になるんですか。それとも公募するという形なんですか。

**スポーツ健康課長** 先程ご説明いたしましたように、想定される場所というのが、実際今外部指導員で、教職員のOBであるとか民間の経営者であるとか、そういった現在その職に就いている方がいらっしゃいますので、その辺を想定して、今うちのこの部をもってもらっているこの方を推薦したいということをご想定しております。

**山本委員** ではもうひとつは、ボランティアか何か分かりませんが今やっていただいている方たちの身分をしっかりとするという意味合いもあるんですか。

**スポーツ健康課長** 現在の外部指導者につきましては、ほとんどの方はボランティアでやっていただいております。現状では、例えば部員を試合に連れて行くとか、そういったことができませんので、その辺のことを整理して、今回部活動指導員という形でやっていきたいと思っております。

**教育参事** 先程申し上げたように、やはり人材の確保が一番の課題です。先行実施している自治体から聞いた話でも、なかなかそれをやっていただける指導者が見つからないということで、今、外部指導者をしている方に部活動指導員をしていただくのが一番可能性が高いということになります。そうすると学校長のほうからそういった適当な人材を推薦してくださいということになるんですけど、確かに山本委員ご指摘のとおり、それは教育委員会で探してほしいということも想定されます。でも教育委員会のほうがそういったストックというかそういう方がいるかというとならない状態なので、これはもう手探りしながら、とにかく人材をどうやって確保していくかということだと思っております。ですから、学校長の推薦ではあるんですけども、教育委員会のほうもそういった人材の確保に努めていきたいと思っております。

**高橋委員** これまでの公立の市内の現状を考えた場合、例えば〇〇中学校はいつも県大会に行けるとか、いつも九州大会に行けるとかいう部活動も結構ありました。ただ、いわゆる通学区外からの入学者、入部者、こういった状況があったことも事実です。だから、強くなることはいいんですけども、いつもそういう強いチームづくりができる指導者もいいんですけど、ここは、一応は部活の時間、指導者の時間というところを限定して考えるというところが、今回のガイドラインではないかなという解釈でよろしいのかなと思うんですけども。

**スポーツ健康課長** それにつきましては、平成30年度に活動の指針をスポーツ庁のほうから示されております。その国の指針に基づいて県の指針ができて、別府市も指針を作りました。それを各中学校に下ろして、平日であれば2時間、週5日のうち1日は休む、土日は、3時間を目安にどちらか1日は休日にする、ということに指針は示しております。

**学校教育課長** 重複しますけど、このガイドラインがスポーツ庁、それから引き続いて国はスポーツ庁から出て、文化庁からも出されてと。それで運動部と文化部という二本取りで引っ下げて流れてきました。そして別府市においては、2つあると混乱するから一本化して、スポーツ健康課が先んじて出たスポーツ庁のガイドラインに則って、文化部も含めて市のガイドラインを作って今お示したところですよ。予算要求としては、来年は運動部活動のほうで7名分要求をしておりますので、今後、文化部についても指導員の確保を検討していきたいと思っております。大きな国のそういった政策の文脈でいうと、やはり1丁目1番地は教員の負担軽減。教員が、経験がないのに無理に運動部を持たされているというのが圧倒的に多いんです、いや半分くらいですか。そういう教員の負担を軽減する。経験があっても遅くまでやらないといけない、それを軽減する。そのためのこの指導員を入れましょうということですので、やはりそのラインは譲れないところだと思います。その中で、そうやりつつ、じゃあ本当に優秀な指導員が出てきて、確保できて、その運動部が強くなればこれはいいことだと思います。校長が推薦する中で、やっぱり本当に教育活動としての部活に理解がある方で、強くなりさえすればいいんだ、どこから生徒を集めても構わないと、そういう問題が起きないようにしなければならない。そういう部分は、やはり走りながらやらせていただくことにならうかと思っておりますので、導入して、また委員の皆様にご報告させていただきながら運動部活動、文化部活動が、今どういうバランス感覚でやっていますと。そこら辺をご指導いただきながら導入できればと思っております。

**寺岡教育長** よろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思っております。

---

#### ◎ 報告事項（4）

**寺岡教育長** 次に報告第5号 平成31年第1回市議会定例会について、報告をお願いいたします。

※ 別冊資料に基づき、各担当課長より予算決算特別委員会、及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

**寺岡教育長** ただいま平成31年第1回市議会定例会の一般質問の概要につきまして、各課長より説明がございました。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。  
次の議会報告からは、内容が詳しくすぎるということで、できましたら箇条書きか概要のみのポイントを捉えた形のご報告でよろしゅうございますか。



※異議なし

**寺岡教育長** それではそういう形にさせていただきたいと思います。

---

◎ その他（１）

【概要】 ※平成31年4月定例教育委員会の開催日程について、平成31年4月23日（火）17：00より開催することが決まった。

---

◎ 閉会

**寺岡教育長** 以上を持ちまして、平成31年3月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

---

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。